

契約の基礎知識

最終回

契約関係の解消と法的紛争への備え

マルチサポートコンサルティング
代表
法律・経営コンサルタント

佐久間 篤夫

URL <https://www.multi-support.jp/>

契約は相手方との取引を通じて利益を得る目的で締結するものであり、相手方との取引継続の必要がなくなったり、相手方の不誠実な取引対応等により信頼関係が崩れたりした場合は、契約関係解消が望めます。特に相手方の契約違反を理由に契約関係を解消する際は、法的措置の検討が必要となる場合もあります。最終回は、契約関係解消時と、その後の法的紛争に備えた契約条件の設定について解説します。

契約関係の解消方法

① 契約の満期終了

事業戦略の変更やその他の事情により、契約相手との取引を継続する必要がなくなった場合には、契約期間の満了とともに契約を終了する形で契約関係を解消することがあります。相手方に何らかの契約違反があったことなどは特に必要がなくなると、最も平和的に取引相手との契約関係を解消できます。

このような契約関係の解消方法を機動的に選択可能とするために

は、できるだけ契約期間を短めにし、また契約期間について、いわゆる「自動更新条項」を設ける場合でも、契約更新をしない通知の期限を契約満期日にできるだけ近づけておくのがいいでしょう。

② 契約の合意解約

契約当事者間の合意により、当初想定していた契約期間を経過する前に、契約関係を解消する場合もあります。

これは、契約で定めていた取引条件を契約当事者間の合意により変更する方法で、当事者間での合意が成立するならばいつでも契約

関係を解消することは可能です。

このような契約関係の終了事由は「合意による契約の解約（合意解約）」と表現されることが一般的です。

③ 契約の中途解約

契約期間中であっても、一方当事者から相手方当事者への通知により、一方的に契約関係を解消できる中途解約条項を契約に設けてあれば、この条項に基づいて契約関係を一方的に解消できます。

法律が一定の条件の下に一方的な契約関係の解消を認めている場合もあることは「第5回 契約書で定める取引条件 その2」で解説しました。

④ 契約の解除

契約当事者の一方が契約に基づき相手方当事者に対して負う債務を合意内容通りに履行せず、債務不履行に陥った場合には、契約条項または法律の規定に基づいて契約を解除し、契約関係を解消することができます。

ア) 定期行為の不履行や

履行不能の場合

契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時や一定の期間内に契約に基づく履行がなければ契約目的が達成できない取引（定期行為）の場合、合意した時期に契約に基づく債務の履行がなかった時は、契約関係を解消することができません。

例えば、誕生日祝い用のバースデーケーキが誕生日を過ぎてから届いても役に立たないように、予定されたタイミングで契約の履行がなければその後契約を履行されても無意味です。

また、契約に基づく債務の履行が「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能」である履行不能となったときは、債権者とその債務の履行を請求できないため（民法第412条の2第1項）、契約を存続させる意味はありません。

これらの場合には、直ちに契約を解除して契約関係を解消する必要があるのでしよう。

イ) 履行遅滞や不完全履行の場合

契約当事者の一方が債務不履行に陥っても、履行不能ではない場合には、債権者である契約の相手方当事者は、契約に基づく債務の履行を債務者に求めることができます。

・履行遅滞の場合

契約で合意した期限までに債務者が債務を履行していない「履行遅滞」の場合は、契約内容に沿った債務の履行を求めることができます。

・不完全履行の場合

形式的には債務が履行されたものの履行内容が契約での合意内容の一部履行に留まる「不完全履行」の場合は、契約での合意内容に合致するように取引の対象である目的物の修補や代替物の引き渡し、数量不足部分の追加の引き渡し等により、不足部分の「履行の追完」を請求することになります。

追完とは、履行が不足していた部分を追加して履行し、契約合意

内容を完全に満たした履行を完了することです。

また、当初の契約目的が完全に達成されないまでも一部の履行完了を受け入れ、その代わりに対価の減額を求めるという対応も考えられます。

ただし、売買契約については、売主による履行の追完が不可能な場合や売主が追完を拒絶するなど応じる見込みがない場合、定期行為で追完を求める意味がない場合を除き、代金減額請求をする前には「履行の追完」の催告が必要とされています（民法第563条第1項第2項）。

買主が代金減額請求を自由に選択できるようにするには、契約条項でこうした催告を不要としておく必要があります。

債務不履行となった契約の相手方への履行の追完請求をしたり、これに代わる代金減額交渉等の協議を重ねたりしても事態が好転せず、契約を締結した目的達成の観点から契約関係を維持する意味がなくなった場合には、契約解除に

より契約関係を終了することになります。

契約関係終了後の事後処理

①債務不履行がない場合

契約の満期終了や中途解約条項や法律の規定により中途解約された終了する場合は、予めそのような契約関係の解消が想定できるので、契約終了後に必要となる事後処理について契約に定めておくことがあります。

例えば、一方当事者から他方当事者に提供していた営業用資料やデータ等は、契約終了時に返還または廃棄、消去する義務を定めておくことが考えられます。

商品に登録商標を表示して第三者への販売を委託する契約などでは、契約終了に伴い登録商標の使用権を消滅させ在庫商品を委託者に返還させるか、契約終了後も一定期間内は例外的に契約中と同様に在庫商品の処分のための販売継続を認めるか、いずれかの条項を

図1 契約終了通知の相手と効力の発生時期

◎ 誰宛に通知をすべきか

| 契約の相手方 | 通知の名宛人とすべき者 | 根拠条文 |
|-------------|--|--|
| 個人、個人事業主の場合 | 当該契約の相手方当事者、又はその者の代理人 | 民法第99条第2項 |
| 法人その他の団体の場合 | 当該契約の相手方当事者である法人その他の団体を代表する者、又はその者の代理人 | 会社法第349条第1項、第599条第1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第77条第1項など、民法第99条第2項 |

◎ 通知がいつ法的に効果を生じるか

| | | 根拠条文 | 備考 |
|----|---|-----------|--|
| 原則 | その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる | 民法第97条第1項 | 相手方の支配圏内（了知し得る状態）に入れば、相手方自身や受領権限を有する者が受領しなくても到達ありと判断される（最高裁判所昭和36年4月20日判決） |
| 例外 | 相手方が正当な理由なく通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす | 民法第97条第2項 | — |

設けることもあります。こうした条項があれば、契約関係終了後に予め契約で合意していた条項に従った処理をすることになります。

中途解約条項がなかったものの当事者間での合意解約により契約を終了する場合も、契約関係解消の合意とともに必要となる事後処理があれば、合わせて相手方との合意を図ることが期待できます。

② 債務不履行がある場合
 契約終了原因が契約当事者の債務不履行に基づく契約解除であった場合には、契約に基づいて発生した債権債務は遡って消滅し、契約関係がなかった状態（原状）に戻す義務（原状回復義務）が生じます（民法第545条第1項）。

双務契約に基づき先に履行された債務は、その反対債務の不履行により契約が解除されると履行前の状態に戻し、履行されていないかた債務は履行の必要がなくなります。例えば、売買契約の売主が

場合に、買主が代金債務を履行せず
 に契約が解除されると、買主は売
 主から引き渡された目的物を売主
 に返還する義務を負いますが、買
 主は代金の支払義務は免れること
 になります。

**取引相手との契約関係
 解消と法的紛争への備え**

① 相手方への

契約解除通知での備え

契約の相手方の債務不履行を原因として契約を解除し、相手方の債務不履行に伴い生じた損害の賠償を望むような場合には、契約関係終了の段階から法的紛争への備えを意識した対応をすることが望まれます。

契約解除に際しては、契約条項や法律上の要件から明確に催告が不要と判断できる場合は直ちに解除する通知を、それ以外の場合には債務の履行催告とともに履行がなければ契約を解除する意思を伝える通知を、契約の相手方にする必要があります。

図2 期間の計算方法

| 期間の定め方 | 時間による | 日による | 週による | 月又は年による |
|--------|---------------------|---|--|--|
| 期間の起算点 | 即時から起算 (民法第139条) | 期間の初日は不算入。ただし、午前零時から始まる時は初日算入。 (民法第140条) | | |
| 期間の満了点 | | 期間の末日の終了時（民法第141条）。ただし、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限る、期間は、その翌日に満了する（民法第142条）。 | 週の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週においてその起算日に相当する日の前日に満了する（民法第143条第2項本文）。 | 月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する（民法第143条第2項本文）。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する（民法第143条第2項但書）。 |

ただし、契約の解除は一方的になされるもので、通常は相手方がその通知を受け取れることを想定していません。

そこで、相手方が後に解除通知の有無や履行催告の要否、催告期間の適否を争い、契約解除の有効性が議論になる場合に備え、証拠として形を残すために対面や電話による口頭での通知は避けて、文書等を作成して契約の相手方に送付する方がいいでしょう。

こうした通知が法的に効果を生じるのは、原則として通知が相手方に到達した時からになるので、通知の内容と相手方への通知の到達時期を証明できる方法として、配達証明付内容証明郵便を用いることが理想的です（図1）。

契約解除通知では契約終了時期を合わせて通知するのが通常です。債務の履行催告なく直ちに解除する場合には通知が到達した時点とし、催告期間を設ける場合は通知が到達した後、債務の履行なく催告期間が満了した時点で契約終了とするのがいいでしょう。

催告期間満了時点を特定の年月日で決めず、通知到達後一定の期間経過時点と定めた場合の期間満了時点の決め方については、民法に規定があります（図2）。

② 法的手続の開始に対する備え

契約を解除して損害の賠償を求める場合は、契約解除通知でその意向を伝えることもあります。

契約解除後に相手方に損害賠償に関する交渉を求めても、相手方が契約解除自体を争って交渉に応じなかったり、交渉に応じても損害賠償額についての交渉が決裂して望むような結果を相手方から引き出せなかったりした場合は、損害賠償金の回収のために裁判所での法的手続を始めることが考えられます。

こうした法的紛争の段階に至った場合に備えて、契約条項として定めておくべき事項があります。

ア) 裁判管轄

契約当事者間で法的紛争が発生した場合に、どの裁判所が裁判手

統を扱えるかが裁判管轄の問題となります。

契約に基づく法的紛争は民事紛争として、民事訴訟手続に関する民事訴訟法に裁判管轄に関する規定がありますが、この規定にかかわらず、第一審では、契約当事者間の民事紛争については合意された裁判所での裁判手続をすることにする専属的合意管轄を定めることができます。

ただし、一部の紛争類型については法律が事件を扱う裁判所を特定している場合などもあり、契約での合意とは異なる裁判所での手続が認められる場合があります（図3）。

イ) 仲裁条項

契約当事者間の紛争解決手段としては、裁判所における裁判手続の他に、紛争仲裁機関における仲裁手続による方法もあります。

仲裁手続による紛争解決を図る場合には、当事者間に仲裁手続により紛争を解決することへの合意が予め必要で、こうした合意を仲

裁条項として契約書に定めることもあります。

仲裁条項による有効な仲裁合意をした場合には裁判所の紛争解決手続を利用することができず、裁判所に提訴しても仲裁合意の存在は裁判所が訴えを却下する理由となります（仲裁法第14条第1項）。

仲裁手続における仲裁人による仲裁判断は裁判所による確定判決と同一の効力を有するため（仲裁法第45条第1項）、仲裁判断に関する例外的な場合を除いて裁判所への不服申し立てをすることも認められません。

仲裁条項と裁判管轄の規定が併存する契約書を見かけることも時々ありますが、仲裁条項を設けるのであれば裁判管轄の規定を設ける意味はありません。

③ 国境を越える

国際取引に関する契約の場合

取引関係に立つ契約当事者が、国境を越えた別の国に所在している国際取引の場合には、国際裁判管轄の問題と準拠法（その契約上

の権利義務について適用される法律）の問題が生じます。

ア) 国際裁判管轄

どの裁判所が契約当事者間の裁判手続を扱うかという裁判管轄の問題は、国際取引の場合にはどの国の裁判所が扱うかという国際裁判管轄の問題となります。

日本の民事訴訟法には、どのような場合に日本の裁判所が管轄権を有するかについての規定がありますが、ここでも法律が特に定める場合を除き、契約当事者間の合意によりいずれの国の裁判所に提訴できることにするかを決めることができます（民事訴訟法第3条の7）。

イ) 準拠法

さらに、国際取引の場合には、いずれの当事者が所在する国の法律を法的紛争の解決基準にするかという準拠法の問題が生じます。

準拠法の定め方に関する法律の規定もありますが、特に国境を越えた国際取引の場合には国別に法

体系が異なる場合もあるため、予め契約当事者間の合意でどの国の法律を準拠法とするかを定めておくことが多いです。

なお、国際取引のうち物品売買契約については、次のような場合に「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（通称、ウィーン売買条約）が適用されます。

- ・当事者の営業所が異なる国に所在し、それらの国がいずれも同条約の締約国である場合
- ・当事者の営業所の所在する国の一方が同条約の締約国でない場合であっても、国際私法に基づく準拠法の判断の結果、同条約の締約国の法を適用すべきと判断される場合（同条約第1条第1項）。

したがって、契約当事者が関係するいずれかの国の法律を積極的に準拠法と定め、この条約の適用を排除したい場合には、契約書に適用排除規定を設ける必要があるのに注意が必要です。

図3 第一審の民事裁判管轄に関する規定（主要なもの）

| | 被 告 | 被告や請求の条件 | 管轄裁判所を 決める所在地 | 根拠条文 |
|------------------------|--|----------------------------------|--|------------------|
| 普通裁判籍による管轄 | 個人、個人事業主 | 原 則 | 住 所 | 民事訴訟法 第4条第2項 |
| | | 日本国内に住所がない とき又は住所が知れない とき | 居所 | |
| | | 日本国内に居所がない とき又は居所が知れない とき | 最後の住所 | |
| | 法人、その他の社団・財団 | 原 則 | その主たる事務所 又は営業所 | 民事訴訟法 第4条第4項 |
| | | 事務所又は営業所がない とき | 代表者その他の主たる 業務担当者の住所 | |
| | 外国の社団・財団 | 原 則 | 日本における主たる 事務所又は営業所 | 民事訴訟法 第4条第5項 |
| 日本国内に事務所又は 営業所がないとき | | 日本における代表者 その他の主たる業務 担当者の住所 | | |
| 国 | — | 訴訟について国を代 表する官庁の所在地 | 民事訴訟法 第4条第6項 | |
| 財産権上の訴え等についての管轄 | 財産権上の訴え | — | 義務履行地 | 民事訴訟法 第5条第1号 |
| | 日本国内に住所（法人にあ っては、事務所又は営業所） がない者又は住所が知れない 者に対する財産権上の訴え | — | 請求若しくはその担 保の目的又は差し押 さえることができる 被告の財産の所在地 | 民事訴訟法 第5条第4号 |
| | 事務所又は営業所を有する 者に対する訴えでその事務 所又は営業所における業務 に関するもの | — | 当該事務所又は営業 所の所在地 | 民事訴訟法 第5条第5号 |
| | 不法行為に関する訴え | — | 不法行為があった地 | 民事訴訟法 第5条第9号 |
| | 不動産に関する訴え | — | 不動産の所在地 | 民事訴訟法 第5条第12号 |
| | 登記又は登録に関する訴え | — | 登記又は登録をすべ き地 | 民事訴訟法 第5条第13号 |